

オープンカウンター方式による見積合わせ説明書

令和 2 年 4 月 1 日

本説明書は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）本社が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構本社が調達する案件で独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号。以下「契約事務規程」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に該当する場合のうち、印刷・製本、被服類の製造、消耗品・備品等の物件の購入、物件の借り入れ及び役務提供等その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積書を提出したものと契約を締結する方式です。

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合わせの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2. 見積参加者に必要な資格

公示及び仕様書に示すとおりとします。

なお、オープンカウンター方式による見積合わせに参加することができる者は、機構の競争参加資格確認者名簿に記載されている者の代表者又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限について委任を受けた者に限るものとします。

3. 見積り方法

- （1）見積参加者は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得、公示、本説明書等を承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義があるときは、機構に対して説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- （2）見積参加者は見積書を直接又は郵送により提出してください。電話、電報、FAX その他の方法による見積りは認めません。なお、見積書は、見積案件ごと封筒に入れ封かんし、番号、調達件名、見積参加者氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び見積合わせの日を表記するとともに、連絡先を明記してください。
- （3）見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。
- （4）見積参加者は、機構の様式による見積書を提出してください。
- （5）見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に

- 必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。
- (6) 見積参加者は、提出した見積書の引換え、変更又は取り消しをすることができません。
 - (7) 見積参加者は、調達物品の本体価格のほか、輸送費等納入場所への納品に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4. 見積合わせ

- (1) 見積合わせは、公示において指定する日時に機構職員で行い、見積参加者の立会は求めません。
- (2) 見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合わせをした場合において予定価格の制限の範囲内での有効な見積書の提出がないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5. 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

- (1) 参加資格のない者が見積りしたもの
- (2) 同一人が見積りした2通以上の見積書全部
- (3) 見積参加者が協定して見積りしたもの
- (4) 調達件名及び金額のないもの
- (5) 金額が訂正されているもの
- (6) 記名押印のないもの
- (7) 誤字脱字等により意思表示が明確でないもの
- (8) 公示において示した見積書の提出期限までに到達しなかったもの
- (9) その他見積りに関する条件に違反したもの

6. 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって見積りをした者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が二者以上あるときは、当該見積参加者にくじを引かせ、決定します。くじを引かない者がいるときは、当該調達と関係のない職員に、くじを引かせ決定します。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

7. 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約事務規程第51条に該当するときは、契約保証金の納付を免除します。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

8. 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、採用された日から7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に契約を締結しなければなりません。

9. 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件があるときは、指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

10. 見積の参加制限

次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、一定期間、その者を見積りに参加させないことがあります。

- (1) 見積りに関し、不正又は不誠実な行為が認められたとき。
- (2) 採用決定後、正当な理由がなく契約を締結しないとき。
- (3) 契約を履行しないとき。
- (4) その他不適当と認めたとき。

11. その他

- (1) 見積参加者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積りを中止することがあります。